



第 2 期

八女市 自殺対策計画

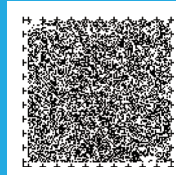
令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

概要版

誰も追いつめられることのないまちを目指して



令和 6 年 3 月
八 女 市



1

自殺対策計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年以降、年間3万人を超え、国においては、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」が施行され、平成 19（2007）年に「自殺総合対策大綱」が策定されました。それ以降、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されてきました。その結果、自殺者数は減少傾向に転じましたが、令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により11年ぶりに自殺者数が増加に転じ、その後2万1千人程度で推移しています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、うつ病等精神疾患等の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

本市では、平成 30（2018）年度に「八女市自殺対策計画」を策定し、「ともに支え合い 市民一人ひとりの命が輝き、健やかなところが息づくまち 八女市」を基本理念として、自殺対策を推進してきました。

国・県の自殺対策の動向や、本市の前期計画策定後の施策の実施状況及び現状を踏まえて、自殺対策をさらに総合的に推進するために、「第2期八女市自殺対策計画」を策定しました。

2

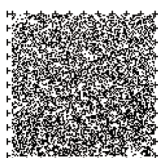
基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する
- 地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

※PDCAサイクルとは、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善・見直し（Action）」のプロセスを順に実施していくもの

3

計画期間

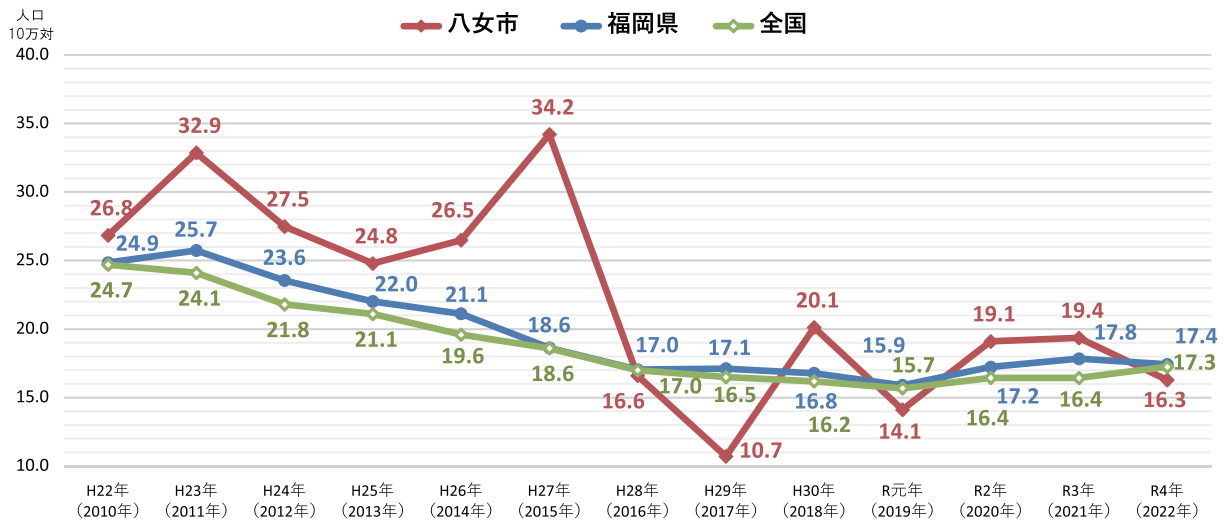


令和6（2024）年度を初年度とし、令和 11（2029）年度を目標年度とする6年間の計画とします。その間、社会状況の変化や法制度・計画などの改正に伴い、必要に応じて見直しを行うものとします。

八女市の自殺の現状

- ▶ 自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺死亡者数）は、平成 22（2010）年の 26.8 から平成 27（2015）年の 34.2 まで、全国や県と比較して高い値で推移しました。平成 28（2016）年以降は、おおむね 10 ～ 20 前後で増減を繰り返しており、令和 4（2022）年では 16.3 と、全国や県よりも低い値となっています。

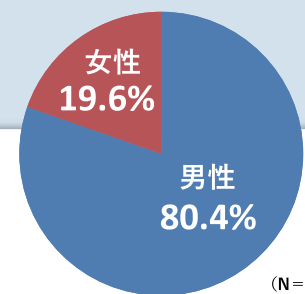
< 自殺死亡率の推移 >



- ▶ 自殺に至るまでの原因・動機については、「健康問題」をはじめ、「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が多く、女性よりも男性の方が自殺者が多い特徴があります。

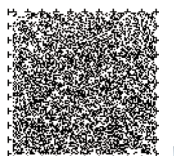
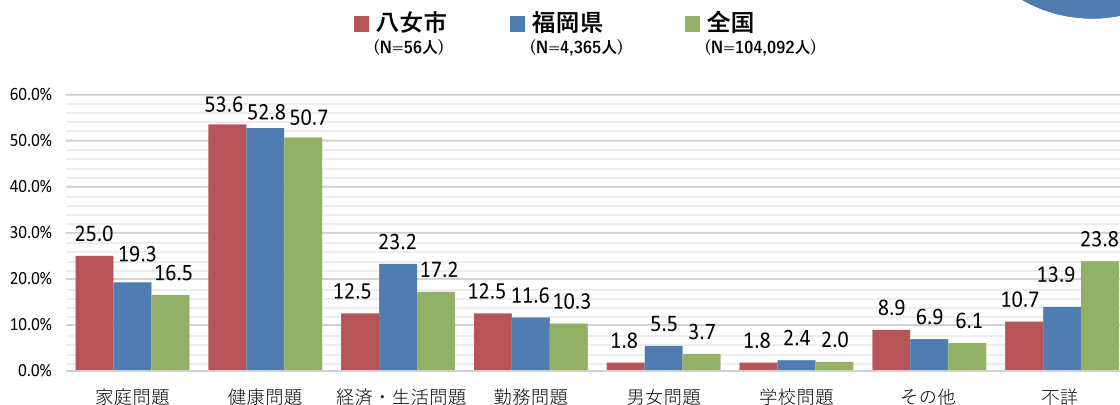
< 自殺者の男女の割合 >

平成 30 年～令和 4 年の累計



< 自殺の原因・動機の割合 >

平成 30 年～令和 4 年の累計



現状から見える課題

① 重点的な自殺対策の必要性

自殺の実態は、有職者の勤務・経営者と合わせて生活困窮者、さらに、こども・若者の比率が高くなっていることから、重点的な対策が求められています。また、前期計画策定時より高齢者の比重が高くなっています。

② 高齢者への対策が重要

今後、高齢化とともに高齢者のみ世帯が増加する中、健康問題に加え、老々介護による介護・看病疲れ等の家庭問題、孤立感や疎外感などが深刻化し、自殺を誘引するうつ病の発生リスクも高まると考えられます。このため、介護、福祉、医療など様々な分野から総合的に高齢者への自殺対策が求められています。

③ 自営業・家族従事者への対策が重要

本市は、農業・林業を生業にする個人または家族経営者が多く、小規模事業所等への自殺対策の取組が求められます。特に、新型コロナウイルス感染症対策の融資制度の本格的な返済が2023年度から始まり、今後経営への圧迫が予想され、経営相談など対応を行う必要があります。

④ こども・若者への対策が必要

児童・生徒から大学生、有職者等への生活の場の変化に伴い、就労・生活支援に関わる機関や団体も含め、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関の連携した支援が必要です。

⑤ こころに問題を抱える児童・生徒への気づき・SOSを発しやすい環境づくりが必要

いじめ対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成29年10月11日文部科学大臣決定)【改訂版】等に基づき、教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応することや、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる環境づくりが求められます。

⑥ 女性への対策が必要

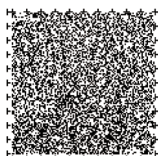
今回実施した「こころの健康に関する調査」からは、女性の相談者が高い割合を占めています。また、自殺者のうち女性は、過去5年間で20歳代が36.4%と最も多く、次いで80歳以上が18.2%以上となっており、若年の女性と高齢者の女性への対策が求められています。

⑦ 地域の支え合い・見守りが重要

アンケート調査では、こころの健康に悩みがある人の多くは女性ですが、女性よりも男性の方が相談しない、または、相談しにくいことが予想されます。同居家族がいるが、誰にも相談できないままに、自殺に至るケースもみられ、地域住民の見守りにより、相談支援者につなぐことで抱えている問題の解決も可能となる場合もあることから日頃の地域の支え合い、見守りが重要です。

⑧ 自殺対策を支える人材が重要

保健、医療、福祉分野等のネットワークの充実とともに、地域の民生委員児童委員をはじめ市民にもゲートキーパーとしての役割や、こころの健康づくりに関する情報の発信や自殺対策に関する普及・啓発の充実が必要です。



計画の基本的な考え方

本計画の基本理念を以下のように設定し、誰も自殺に追い込まれることのない八女市の実現を目指して自殺対策を推進します。その実現のため、家庭、地域、学校、職場、民間団体、行政等が連携・協働し、生きることを支える地域づくりを進めていきます。

さらに、本市の自殺におけるデータの特徴や傾向から、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営問題」「こども・若者」「女性」に対しての取組を重点施策として、それぞれの問題に応じた多様な視点で「生きることの促進要因」を増やし、自殺のリスクを低下させ、自殺者の減少につなげます。

基本理念

～誰も追い込まれることのないまちを目指して～

健康で心豊かに暮らせるまち 八女市

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援
- (2) 関連分野の生きる支援との連携強化
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪とした推進
- (5) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

数値目標

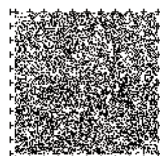
直近5年間の平均の自殺死亡率 **17.8**、自殺者数 **11人** を
令和 11 (2029) 年度に概ね 30%減少の
自殺死亡率 **12.0** 以下、自殺者数 **7人** 以下とします

■ 基本施策

- 1 地域のつながりの強化による自殺の予防
- 2 自殺対策を支える人材の養成と資質の向上
- 3 こころの健康を育み、頼られる環境をつくる
- 4 生きる意欲を維持できるまちづくりの推進

■ 重点施策

- 1 高齢者の自殺対策の推進
- 2 生活困窮者の自殺対策の推進
- 3 勤務・経営問題の自殺対策の推進
- 4 こども・若者の自殺対策の推進
- 5 女性の自殺対策の推進



自殺対策における取組

基本施策

基本施策１ 地域のつながりの強化による自殺の予防

(１) 自殺を防ぐ地域力の向上

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 隣近所等の助けあいを中心に、見守りができる関係づくり
- ・ 地域の見守り・連絡体制の構築

- 八女市のいのちを支える自殺対策推進本部の開催
- 生涯学習まちづくり出前講座 等

(２) 地域の関係機関・団体との協働

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 支援が必要な人の早期発見や複合的な課題に対応するネットワークの構築
- ・ 生活困窮者自立相談支援制度との一体的な取組
- ・ 自殺を誘引する場所の把握

- みずから行動するまちづくり協議会等運営交付金制度
- 重層的支援体制整備事業
- 不登校・ひきこもりのこどもを持つ親（家族）の交流支援 等

基本施策２ 自殺対策を支える人材の養成と資質の向上

(１) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 市民を対象とした「ゲートキーパー」養成講座等の実施、人材の育成
- ・ 地域福祉活動を行う団体・ボランティアに対して、自殺対策の基礎的な知識や精神疾患等に関する研修等の実施

- ゲートキーパー養成講座事業
- 市職員メンタルヘルス対策事業
- ボランティア支援センター事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 担い手育成総合支援協議会事業 等

(２) 自殺対策支援者等の資質の向上に向けた研修の実施

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 市民と関わる機会が多い人の対応力の向上
- ・ 人材の育成、資質向上に向けた研修等の実施

- 救急隊の教育訓練
- 障がい福祉サービス
- 母子保健事業 等

基本施策３ こころの健康を育み、頼られる環境をつくる

(１) 市民へのこころの健康等の啓発と周知

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ こころの健康について、市広報やホームページ等を活用したPRやリーフレット等の作成・配布、講演会等の開催等による普及啓発の推進

- こころの健康に関する啓発・周知
- 人権・同和問題啓発に関する事業 等

(２) こども・若者への教育・支援

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 命の大切さや健全な自尊心の形成を育む、家庭や地域、学校が連携した教育の推進
- ・ こどもの貧困対策との連携
- ・ こどもがＳＯＳを出しやすい環境づくり

- 八女市子どもの貧困対策推進計画の推進
- いじめ・不登校の取組
- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置 等

基本施策４ 生きる意欲を維持できるまちづくりの推進

(１) 生きることを楽しむ居場所づくりの推進

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 安心して、地域や信頼できる仲間と関わることのできる居場所づくり

- 福祉生活支援室「ほっと館やめ」
- ふれあいサロン 等

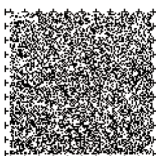
(２) 自殺リスクの高い人への支援

主要な事業

〔取組内容〕

- ・ 自殺未遂者への支援（再企図防止等）
- ・ 遺された家族等への支援（こころのケア等）

- 自殺未遂者ケア等に関する研修会
- 自殺未遂者への支援
- 遺族等への支援



重点施策

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

① 高齢者を見守り、支えあう地域包括ケア体制の推進

主要な事業

〔取組内容〕

- 見守りや支えあいのネットワーク体制の強化
- 高齢者福祉事業等の拡充、活用、連携
- 地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の実現等における施策との連動

- 地域包括ケアシステム事業
- 認知症サポーターキャラバン（認知症サポーター養成講座）
- 配食サービス事業 等

② 高齢者の生活や健康への不安に対する支援

主要な事業

〔取組内容〕

- 地域包括支援センターの機能強化
- 保健・医療・福祉における相談体制の強化

- 地域包括支援センターの運営（総合相談事業）
- 在宅医療・介護連携推進事業

③ 高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立の予防

主要な事業

〔取組内容〕

- 高齢者の社会参加と生きがいづくりの場・機会の確保
- 高齢者の就労支援
- 高齢者のメンタルヘルスに対する知識の普及・啓発

- 高齢者が集う機会の活用
- 高齢者生きがい活動支援通所事業
- シニアクラブ連合会活動事業

重点施策2 生活困窮者の自殺対策の推進

主要な事業

〔取組内容〕

- 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等との連動
- 地域の居場所づくり

- 医療費助成（ひとり親家庭等医療制度、重度障がい者医療制度）
- 生活困窮者自立支援事業（自立相談・住宅確保・家計改善）等

重点施策3 勤務・経営者の自殺対策の推進

① 勤務者への支援

主要な事業

〔取組内容〕

- 長時間労働の是正
- 職場におけるメンタルヘルス対策及びハラスメント防止対策

- 市内企業のメンタルヘルス
- ワーク・ライフ・バランスの促進

② 経営者への支援

主要な事業

〔取組内容〕

- 経営の危機に直面した経営者などへの相談対応や再生計画の策定支援

- 地域産業の育成・発展
- 商工相談

重点施策4 こども・若者の自殺対策の推進

主要な事業

〔取組内容〕

- こども・若者向けの相談支援の推進
- いじめ・不登校対策、子育て世代への支援

- こども・若者への相談支援
- ヤングケアラーの早期発見、支援 等

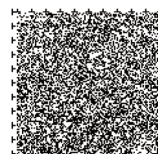
重点施策5 女性の自殺対策の推進

主要な事業

〔取組内容〕

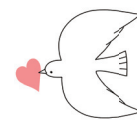
- 働く女性の再就職・不安定就労、職場における問題への対策
- 家庭内でのDV等の問題対応
- ひとり親家庭やこどもの発達に悩みを抱える女性など自殺リスクの高い女性への支援

- 女性の抱える悩みへの相談支援
- DV被害者の保護、暴力への啓発
- 子育てに関するオンライン相談、SNSの活用 等





あなたは周りの人にとって大切な人です
周りの人も気になる時は相談してください



八女市内

心理士によるこころの相談

臨床心理士によるこころの相談

(予約先) 八女市役所健康推進課 ※要予約
☎ 0943-23-1352



子どもに関する相談

八女市こども家庭センター

☎ 0943-24-8282
時間 月～金 8:30～17:15

こども相談室「あおいとり」(家庭児童相談室)

(家庭での問題でお悩みの方) ※要予約
(本庁) ☎ 0943-23-1448
(黒木支所) ☎ 0943-42-1800
受付予約 月～金 9:00～17:00

八女市教育サポートセンター「教育相談室」

(スクールソーシャルワーカー等が常駐しています)
☎ 0120-784-110
時間 月～金 9:00～17:00

高齢者総合相談窓口

- ・八女地域包括支援センター(旧八女地区)
☎ 0943-23-1203
- ・東部地域包括支援センター(黒木・立花・上陽・矢部・星野地区)
☎ 0943-42-1119
- ・総合相談窓口 東部地域包括支援センター(立花)
☎ 0943-24-8922
- ・総合相談窓口 東部地域包括支援センター(上陽)
☎ 0943-24-8315
- ・総合相談窓口 東部地域包括支援センター(矢部)
☎ 0943-24-9011
- ・総合相談窓口 東部地域包括支援センター(星野)
☎ 0943-24-8212

時間 月～金 8:30～17:15

障がい者・児と家族の相談窓口

八女市障がい者基幹相談支援センター「リーベル」

☎ 0943-22-2610
時間 月～金 8:30～17:15

消費生活に関する相談

八女市消費生活センター

(消費者トラブル、多重債務など)
☎ 0943-23-1183
時間 月～金 8:30～16:30

DV・セクハラ・男女格差の相談

やめ女性のための悩み相談電話

☎ 0943-24-9422
時間 月～金 9:00～17:00

無料法律相談

八女市社会福祉協議会

(各会場、日程等お問い合わせください) ※要予約
本所(社会福祉会館) ☎ 0943-23-0294
黒木支所(黒木地域交流センター) ☎ 0943-42-2131
上陽支所(地域福祉センター) ☎ 0943-54-3003
受付予約 月～金 8:30～17:15

ほっと館やめ

八女市社会福祉協議会 福祉生活支援室

- ・多世代交流館 共生の森内
☎ 0943-22-8315 (090-6893-5701)
時間 月～金・第2土 9:00～17:00
- ・ほっと館やめ上陽(地域福祉センター内)
☎ 0943-24-9820 (090-7457-4053)
時間 月～金 9:00～17:00

生活困窮相談

八女市役所 福祉課 福祉相談係

☎ 0943-23-1124
時間 月～金 8:30～17:15

八女市外

ふくおか自殺予防ホットライン

- ▶ 生きることがつらいと感じている方のための相談窓口
☎ 0120-020-767
☎ 092-592-0783 (年中無休 24時間)

福岡いのちの電話

☎ 092-741-4343 (年中無休 24時間)

24時間子供 SOS ダイヤル

☎ 0120-0-78310
(年中無休 24時間)

福岡県ひきこもり地域支援センター (筑後サテライトオフィス)

☎ 0942-37-2280
時間 月～金 9:00～17:00

自死遺族法律相談(福岡県弁護士会)

☎ 092-738-0073 (相談料無料)
時間 毎月第1水曜 / 13:00～16:00

自殺予防に関する
福岡県内の相談窓口 ▶



こころのほっとチャット
SNS 相談(厚生労働省) ▶

